



教育は
未来へつなぐ
希望の輪

2020年9月10日（木）
愛知県教育委員会高等学校教育課
進路指導グループ
担当 大谷・山下・前田・櫛田
内線 3902・3916
ダイヤルイン 052-954-6786

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（令和2年度第2回） の結果について

愛知県教育委員会では、本日、愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（令和2年度第2回）を開催し、教育長からの諮問事項についてまとめを得たので、お知らせします。

1 日時

2020年9月10日（木） 午前10時から午前11時30分まで

2 会場

愛知県庁本庁舎 6階 正庁

3 委員

2ページ「委員名簿」のとおり

4 会議の内容

3ページ「愛知県公立高等学校入学者選抜方法にかかる諮問事項及びまとめについて」のとおり

令和2年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議

委員名簿（順不同・敬称略）

◎ 愛知教育大学教育学部教授	つち	や	たけ	し
	土	屋	武	志
○ 名古屋大学教育基盤連携本部特任教授	はやし		たか	き
	林		誉	樹
名古屋学芸大学ヒューマンケア学部教授	さ	とう	よう	いち
	佐	藤	洋	一
名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授	いし	い	ひで	とき
	石	井	秀	宗
学校法人愛知享栄学園理事長	は	せ	がわ	のぶ
	長	谷	川	信
トヨタ自動車株式会社人事部計画室採用グループ長	たか	しま		ただし
	高	嶋		忠
名古屋銀行人材開発部人事グループ副業務役	かわ	た	え	り
	川	田	絵	里
愛知県地域婦人団体連絡協議会長	こう	の	とも	え
	河	野	と	も
愛知県公立高等学校PTA連合会長	くろ	だ	こう	さく
	黒	田	耕	作
愛知県小中学校PTA連絡協議会長	こ	だま	しやう	じ
	小	玉	昭	次
名古屋市教育委員会指導部長	あん	どう		みのる
	安	藤		稔
東海市教育委員会教育長	か	とう	かづ	ひろ
	加	藤	千	博
田原市教育委員会教育長	すず	き	きん	や
	鈴	木	欽	也
愛知県立岡崎高等学校長	しば	た	えつ	み
	柴	田	悦	己
愛知県立春日井高等学校長	す	だ	ふみ	きよ
	須	田	文	清
名古屋市立向陽高等学校長	すず	き	かつ	のり
	鈴	木	克	則
愛知県立瑞陵高等学校長	しま	だ	ま	ち
	嶋	田	麻	知
碧南市立大浜小学校長	なか	たに	まこ	と
	中	谷	真	人
名古屋市立富士中学校長	はや	かわ	こう	いち
	早	川	孝	一
犬山市立犬山中学校長	かつ	むら	い	く
	勝	村	偉	公
名古屋市立桜田中学校長	し	むら	とら	ぞう
	志	村	虎	三
愛知県立豊明高等学校教諭	か	とう	とし	や
	加	藤	聡	也
名古屋市立工業高等学校教諭	さい	とう	たい	ち
	齋	藤	大	地
岡崎市立矢作北中学校教諭	あお	き	たか	ゆき
	青	木	貴	之
名古屋市立東山小学校教諭	かわ	い	ゆう	すけ
	河	合	雄	介

◎は議長、○は副議長

愛知県公立高等学校入学者選抜方法にかかる諮問事項及びまとめについて

〔諮問事項1〕

全日制単位制高等学校における入学者選抜について

〔まとめ〕

全日制単位制高等学校に改編する愛知県立守山高等学校及び愛知県立幸田高等学校（以下「当該高等学校」という。）における入学者選抜については、次のとおりとする。

1 特別選抜について

- (1) 当該高等学校において、募集人員の5%程度までを定員として、特別選抜を実施する。
- (2) この選抜に出願することのできる者は、中学校の第2学年、第3学年のいずれかの学年又は両方のそれぞれの学年における欠席日数が年間30日程度以上の者とする。
- (3) この選抜の出願に当たっては、「入学願書」と「調査書」に加えて、特別選抜の「申請書」及び「自己申告書A」を志願先の高等学校長に提出する。
- (4) この選抜の学力検査の出題教科、問題、実施期日及び日程は、一般選抜と同じとする。
- (5) この選抜の面接は、個人面接とし、「自己申告書A」の記載内容を踏まえて行う。ただし、一般選抜の面接を兼ねることとする。
- (6) この選抜の合否の判定に際して、高等学校長は、「調査書」等提出された書類の内容、学力検査の成績及び面接の結果を選抜資料として、受検者の事情に配慮しつつ、総合的に判断し、合格者を決定する。なお、この選抜で合格とならなかった受検者は、一般選抜の対象とし、一般選抜における校内順位を決定する。

2 一般選抜について

- (1) 当該高等学校の一般選抜における校内順位の決定に際しては、傾斜配点を行い、5教科の学力検査のうち得点の高い3教科の配点及び得点を2倍する。
- (2) 学力検査合計得点は、傾斜配点を行った3教科の得点と、傾斜配点を行わなかった他の2教科の得点を合わせた得点（176点満点）を、110点満点に換算する。
- (3) その他の事項は、現行のとおりとする。

3 推薦選抜について

- (1) 当該高等学校の推薦選抜における合格者数は、募集人員の30%程度から45%程度とする。
- (2) その他の事項は、現行のとおりとする。

4 1から3までの実施時期は、令和4年度入学者選抜からとする。

〔諮問事項2〕

調査書の記載事項について

〔まとめ〕

令和4年度以降の入学者選抜における調査書の記載事項は、現行のとおりとする。

※ 諮問理由及び解説を4ページ以降に掲載しています。

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（令和２年度第２回）について

本年度の諮問事項について、以下のとおりまとめが得られた。

○ 諮問事項 1

全日制単位制高等学校における入学者選抜について

<諮問理由>

本県では、県立高等学校教育推進基本計画（平成２７年３月）において多様な生徒のニーズに応える学校づくりを掲げており、これを踏まえて令和２年２月に策定した県立高等学校教育推進実施計画（第２期）において愛知県立守山高等学校及び愛知県立幸田高等学校を令和４年度に全日制単位制高等学校に改編することとした。

全日制単位制高等学校では、学年による教育課程の区分がないことから、生徒は将来の進路や興味・関心に応じて科目を選択し、自分のペースで学習することができる。このような個別最適化された学びの実現によって特定分野に特異な才能をもつ生徒などの学習意欲を喚起し、得意分野の力を伸ばすことができる。

こうした特長を踏まえ、幅広い学習ニーズに応えることができるよう、全日制単位制高等学校の入学者選抜方法について検討する必要がある。

全日制単位制高等学校における入学者選抜については、平成３０年度の本協議会議に諮問したが、その時点では上記実施計画は策定途上にあり、全日制単位制高等学校に改編する学校がまだ具体化されていなかったため、協議は論点整理にとどまった。

このたび上記実施計画の策定を終えて、改編する高等学校等が定まったことから、改めて諮問することとした。

<まとめ>

全日制単位制高等学校に改編する愛知県立守山高等学校及び愛知県立幸田高等学校（以下「当該高等学校」という。）における入学者選抜については、次のとおりとする。

1 特別選抜について

- (1) 当該高等学校において、募集人員の５％程度までを定員として、特別選抜を実施する。
- (2) この選抜に出願することのできる者は、中学校の第２学年、第３学年のいずれかの学年又は両方のそれぞれの学年における欠席日数が年間３０日程度以上の者とする。
- (3) この選抜の出願に当たっては、「入学願書」と「調査書」に加えて、特別選抜の「申請書」及び「自己申告書Ａ」を志願先の高等学校長に提出する。
- (4) この選抜の学力検査の出題教科、問題、実施期日及び日程は、一般選抜と同じとする。
- (5) この選抜の面接は、個人面接とし、「自己申告書Ａ」の記載内容を踏まえて行う。ただし、一般選抜の面接を兼ねることとする。
- (6) この選抜の合否の判定に際して、高等学校長は、「調査書」等提出された書類の内容、学力検査の成績及び面接の結果を選抜資料として、受検者の事情に

配慮しつつ、総合的に判断し、合格者を決定する。なお、この選抜で合格とならなかった受検者は、一般選抜の対象とし、一般選抜における校内順位を決定する。

2 一般選抜について

- (1) 当該高等学校の一般選抜における校内順位の決定に際しては、傾斜配点を行い、5教科の学力検査のうち得点の高い3教科の配点及び得点を2倍する。
- (2) 学力検査合計得点は、傾斜配点を行った3教科の得点と、傾斜配点を行わなかった他の2教科の得点を合わせた得点（176点満点）を、110点満点に換算する。
- (3) その他の事項は、現行のとおりとする。

3 推薦選抜について

- (1) 当該高等学校の推薦選抜における合格者数は、募集人員の30%程度から45%程度とする。
- (2) その他の事項は、現行のとおりとする。

4 1から3までの実施時期は、令和4年度入学者選抜からとする。

◇ 解説

(特別選抜)

- 1 本県では、令和2年2月に策定した県立高等学校教育推進実施計画（第2期）において、県立守山高等学校及び県立幸田高等学校を、令和4年度に全日制単位制高等学校に改編することとした。
- 2 全日制単位制高等学校における入学者選抜については、平成30年度の本協議会議に諮問し、特別選抜を新設するというまとめを得たが、その時点では全日制単位制高等学校に改編する学校がまだ具体化されておらず、論点整理にとどまった。そのため、このたび改編する学校が明らかになったことから、改めて諮問した。
なお、特別選抜とは、当該高等学校の募集人員の一部を定員枠として、入学者選抜における配慮が必要な生徒を対象に、一般選抜に先立って合否判定を行う選抜であり、現行では海外帰国生徒選抜や外国人生徒等選抜などがある。
- 3 全日制単位制高等学校において実施する特別選抜は、入学後を含めて配慮やサポートが必要な不登校経験のある生徒を対象とすることとし、定員枠は当該高等学校の募集人員の5%程度までとした。
- 4 出願資格は、不登校経験のある志願者のうち希望者が提出する「自己申告書A」の提出要件に準じて、「中学校の第2学年、第3学年のいずれかの学年又は両方のそれぞれの学年における欠席日数が年間30日程度以上の者」とした。
なお、「自己申告書A」とは、不登校経験のある志願者が、欠席の理由や志望の動機、高校生活への抱負などを自ら記入して志願先の高等学校長に提出する書類であり、この特別選抜の志願者には必ず提出させることとした。
- 5 学力検査は、出題教科、問題、実施期日・日程ともに、一般選抜と同じとした。また、面接は、志願者それぞれの事情に配慮して個人面接とし、「自己申告書A」の内容を踏まえて行うこととした。
- 6 合否の判定に際しては、他の特別選抜と同様に、「調査書」など提出書類の内容、学力検査の成績及び面接の結果を選抜資料として、個々の事情に配慮しつつ、総合的

に判断して合格者を決定することとした。

なお、この特別選抜で合格とならなかった場合は一般選抜の対象とし、校内順位を決定した上で一般選抜において改めて合否判定を行うこととした。

(一般選抜)

7 特定分野に特異な才能をもつ一方で極端に不得手な分野を抱えている生徒などが得意教科を生かせるよう、一般選抜において、5教科の学力検査のうち得点の高い3教科の配点及び得点を2倍する傾斜配点を行うこととした。

なお、傾斜配点とは、選抜において特定の教科の成績を重視するため、志願者の得点等にあらかじめ定められた数値を掛けることである。現行では、国際教養科と国際英語科において英語の学力検査得点を1.2倍している。

8 5教科の学力検査のうち得点の高い3教科を2倍した数値を、傾斜配点を行わない他の2教科の得点と足して176点満点となったところで、学力検査合計得点の元の満点である110点(22点×5教科)に換算し、評定得点(90点満点)との比率を保つこととした。

(推薦選抜)

9 全日制単位制高等学校に改編される県立守山高等学校と県立幸田高等学校では、地域の企業と連携した実践的な職業教育を行うなどキャリア教育の充実を図っていく予定であり、普通科でありながら総合学科や専門学科に近い側面をもつことになる。

そこで、推薦選抜の合格者数は、総合学科や専門学科と同様に、当該高等学校の募集人員の30%程度から45%程度とすることとした。

(実施時期)

10 上記の事項の実施時期は、全日制単位制高等学校に改編された県立守山高等学校と県立幸田高等学校に最初に入学する生徒(現在の中学校2年生)が受検する令和4年(2022)度入学者選抜からとした。

○ 諮問事項 2

調査書の記載事項について

<諮問理由>

令和3年度から中学校において新しい学習指導要領が全面的に実施される運びであり、学習評価及び指導要録の改善に関しては、文部科学省から「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成31年3月）が示されている。

これを踏まえて、令和4年度以降の入学者選抜で使用する調査書の記載事項を検討する必要がある。

<まとめ>

調査書の記載事項については、次のとおりとする。

令和4年度以降の入学者選抜における調査書の記載事項は、現行のとおりとする。

◇ 解 説

- 1 令和3年度から中学校において新しい学習指導要領が全面的に実施される運びであり、これに伴って生徒指導要録の様式も改善される。
なお、生徒指導要録とは、学校が作成する基本的な書類の一つであり、生徒一人一人について、各教科の学習や特別活動、総合的な学習の時間等における3年間の活動内容や評価を記録するものである。
- 2 中学校が作成して高等学校に提出する調査書は、生徒指導要録の写しとしての性格をもつことから、生徒指導要録の様式変更に伴って調査書の様式を変更する必要があるかどうかを検討した。
- 3 その結果、新しい生徒指導要録の様式には、調査書に反映させる必要のある内容上の変更はないことから、調査書の様式は現行のままとすることとした。

愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議開催要綱

第1 趣 旨

愛知県公立高等学校入学者選抜方法について研究協議をするため、愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（以下会議という。）を随時開催する。

第2 構 成

会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者、一般有識者
- (2) 公立高等学校の校長及び教諭
- (3) 市町村立小中学校の校長及び教諭
- (4) 市町村教育委員会関係者
- (5) P T A関係者

第3 議長及び副議長

- (1) 会議には議長及び副議長をおく。
- (2) 議長及び副議長は、委員のうちから互選する。
- (3) 議長は会議を主宰する。
- (4) 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

第4 会議の招集

会議は県教育委員会教育長が招集する。

第5 幹 事

会議には幹事をおく。幹事は会議の事務について委員を助ける。

第6 専 門 員

会議には、専門の事項を調査する必要があるときは専門員をおくことができる。

第7 意見聴取

会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聞くことができる。

第8 会議の公開

会議は、議長の判断により、会議の一部又は全部を公開しないことができる。会議を公開する際の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

第9 会 議 録

会議は、会議録を作成し、その保存期間は5年間とする。

第10 雑 則

この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は県教育委員会教育長が定める。

附 則

この要綱は、昭和48年5月11日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月26日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月25日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月28日から実施する。